第四十二条の十第一項中「場合（」の下に「継続的に実施されることが確保される特定事業として財務省令で定めるものの用に供する建物及びその附属設備以外のものを」を加え、「第十一項」を「第十項」に改め、同条第二項中「法人税の額（この項、次項及び第五項、第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項、前条、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二まで、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項」を「調整前法人税額（第四十二条の四第六項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下第四項まで」に、「法人税の額の」を「調整前法人税額の」に改め、同条第三項中「法人税の額」を「調整前法人税額」に改め、同条第四項中「各事業年度において法人税の額」を「各事業年度において調整前法人税額」に改め、同条第五項中「、第四十二条の四第十一項」を削り、同条第六項中「及び次項」を削り、「第四十二条の四第十二項第三号」を「第四十二条の四第六項第六号」に改め、「及び第四十二条の四の二」を削り、同条第七項を削り、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項から第十二項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十三項中「同条第三項」を「これら」とあるのは「同項」と、同条第三項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第五項の規定の適用を受けた場合における第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他第一項から第十二項まで」を「第七項から第十一項までに定めるもののほか、第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第十三項とする。

第四十二条の十一第二項中「法人税の額（この項、次項及び第五項、第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項、第四十二条の九、次条、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項」を「調整前法人税額（第四十二条の四第六項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下第四項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下第四項まで」に、「法人税の額の」を「調整前法人税額の」に改め、同条第三項中「法人税の額」を「調整前法人税額」に改め、同条第四項中「各事業年度において法人税の額」を「各事業年度において調整前法人税額」に改め、同条第五項中「並びに第四十二条の四第十一項」を「の規定」に改め、「第四十二条の十二の三第五項」の下に「の規定」を加え、同条第十二項中「同条第三項」を「これら」とあるのは「同項」と、同条第三項」に改め、同条第十三項中「第五項の規定の適用を受けた場合における第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他第一項から第十一項まで」を「第六項から第十一項までに定めるもののほか、第一項から第五項まで」に改める。

第四十二条の十二第一項中「（第一号に掲げる要件を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされたものに限る。）が、」を「が、適用年度（」に、「（設立事業年度等を除く。以下この項、次項及び第五項において「適用年度」という」を「に限る」に、「第二号に掲げる要件」を「次に掲げる要件の全て」に改め、「（同号イ及びロに掲げる要件にあつては、当該適用年度においてこれらの要件を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合に限る。）」を削り、「適用事業」及び「政令で定めるもの」の下に「を行つている場合」を加え、「を行つている場合」を削り、「法人税の額（この条、第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項、第四十二条の九、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項」を「調整前法人税額（第四十二条の四第六項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下第四項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下第四項まで」に、「法人税の額の」を「調整前法人税額の」に改め、同条第三項中「法人税の額」を「調整前法人税額」に改め、同条第四項中「各事業年度において法人税の額」を「各事業年度において調整前法人税額」に改め、同条第五項中「並びに第四十二条の四第十一項」を「の規定」に改め、「第四十二条の十二の三第五項」の下に「の規定」を加え、同条第十二項中「同条第三項」を「これら」とあるのは「同項」と、同条第三項」に改め、同条第十三項中「第五項の規定の適用を受けた場合における第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他第一項から第十一項まで」を「第六項から第十一項までに定めるもののほか、第一項から第五項まで」に改める。

第四十二条の十二の二を削る。

第四十二条の十二第一項中「（第一号に掲げる要件を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされたものに限る。）が、」を「が、適用年度（」に、「（設立事業年度等を除く。以下この項、次項及び第五項において「適用年度」という」を「に限る」に、「第二号に掲げる要件」を「次に掲げる要件の全て」に改め、「（同号イ及びロに掲げる要件にあつては、当該適用年度においてこれらの要件を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合に限る。）」を削り、「適用事業」及び「政令で定めるもの」の下に「を行つている場合」を加え、「を行つている場合」を削り、「法人税の額（この条、第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項、第四十二条の九、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項」を「調整前法人税額（第四十二条の四第六項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下第四項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下第四項まで」に、「法人税の額の」を「調整前法人税額の」に改め、同条第三項中「法人税の額」を「調整前法人税額」に改め、同条第四項中「各事業年度において法人税の額」を「各事業年度において調整前法人税額」に改め、同条第五項中「並びに第四十二条の四第十一項」を「の規定」に改め、「第四十二条の十二の三第五項」の下に「の規定」を加え、同条第十二項中「同条第三項」を「これら」とあるのは「同項」と、同条第三項」に改め、同条第十三項中「第五項の規定の適用を受けた場合における第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他第一項から第十一項まで」を「第六項から第十一項までに定めるもののほか、第一項から第五項まで」に改める。

第四十二条の十二の二を削る。

第四十二条の十二第一項中「（第一号に掲げる要件を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされたものに限る。）が、」を「が、適用年度（」に、「（設立事業年度等を除く。以下この項、次項及び第五項において「適用年度」という」を「に限る」に、「第二号に掲げる要件」を「次に掲げる要件の全て」に改め、「（同号イ及びロに掲げる要件にあつては、当該適用年度においてこれらの要件を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合に限る。）」を削り、「適用事業」及び「政令で定めるもの」の下に「を行つている場合」を加え、「を行つている場合」を削り、「法人税の額（この条、第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項、第四十二条の九、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項」を「調整前法人税額（第四十二条の四第六項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下第四項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下第四項まで」に、「法人税の額の」を「調整前法人税額の」に改め、同条第三項中「法人税の額」を「調整前法人税額」に改め、同条第四項中「各事業年度において法人税の額」を「各事業年度において調整前法人税額」に改め、同条第五項中「並びに第四十二条の四第十一項」を「の規定」に改め、「第四十二条の十二の三第五項」の下に「の規定」を加え、同条第十二項中「同条第三項」を「これら」とあるのは「同項」と、同条第三項」に改め、同条第十三項中「第五項の規定の適用を受けた場合における第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他第一項から第十一項まで」を「第六項から第十一項までに定めるもののほか、第一項から第五項まで」に改める